

白山市監査公表 第5号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表します。

平成17年6月21日

白山市監査委員 丹 保 昭

同 石 田 正 昭

住民監査請求に係る監査結果

（平成17年4月26日請求）

《石川県創価学会出席について》

目 次	
白山市監査公表 第5号	
第1 請求人	
第2 請求の受理	
第3 監査の実施	1 請求の要旨
	2 請求人の陳述
	3 監査対象部局
	4 事情聴取
第4 監査の結果	
第5 理 由	1 事実の認定
	2 判 断
	3 結 論

記

第1 請求人

1名（氏名は省略）

第2 請求の受理

平成17年4月26日付けで提出のあった本件措置請求については、平成17年5月10日受理した。

第3 監査の実施

1 請求要旨

監査請求事項は、措置請求書の記載及び請求人の陳述からその要旨は、次のとおりである。

- (1) 去る平成16年3月7日、石川県創価学会池田県壮年部主催の記念体験談大会が松任市民会館で開催され、同部から同大会の来賓として、招聘（しょうへい）を受けた松任市長角光雄及び同市議会議長池田保（以下「市長等」という。）は、出席し、同市長は祝辞を述べた。
- (2) 同大会の内容は、石川県創価学会芸術部員の信仰の技術における実践としての創作舞踊、歌謡等の披露及び壮年部員による信仰体験発表となっている。
- (3) 市長より、創価学会に対し、請求人を同大会に出席させないよう、働きかけがあった。このことは、請求者の信仰の自由を圧迫するものであり、憲法第20条第1項に違反している。
- (4) 上記の大会のような純然たる宗教行事に両人が出席したことは、特定の宗教団体である創価学会を助長、援助、促進するものであり、憲法第20条第1項及び第3項並びに第89条に違反するものであり、市長公用車の使用燃料費等、市長等の給与費等並びに随行者の秘書課職員2人の時間外勤務手当、合わせて約10,000円以上の損害賠償の措置を求める。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成17年5月30日、陳述の機会を設け、請求人から請求書記載の補足陳述を受けた。

新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部局

総務部秘書課

4 事情聴取

審査に当たり、関係部局から関係資料の提出を求め、また、平成17年5月30日に関係職員の事情聴取を行った。

その際、「市長が特定の宗教団体の体験談大会に出席したことについて、平成16年3月7日に松任市民会館で開催された第10回壮年部体験談大会は、創価学会石川文化会館からの要請を受けて出席したものであり、違憲・違法の根拠の理由が無く、何ら問題はありません。体験談大会の内容は、2部構成となっており、1部は歌謡ショー、2部は体験談を発表するものであり、宗教性はありませんでした。また市長の挨拶内容も、一般的な社会事例の範囲であり、特定の宗教を助長、援助、促進するようなものではありません。また、公用車を使用した事についての違法な公金の支出については、市長職という自らの判断と責任の元で事務を遂行することで、私的な事項などの理由がない限り、公務の範囲内で公用車を使用することは当然のことです。」との陳述があった。

また、法第242条第7項により、請求人も立ち会った。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求には、措置の必要は認めない。

第5 理由

1 事実の認定

(1) 市長等の出席について

石川県創価学会池田県壮年部（以下「壮年部」という。）が「3・5壮年部の日」を記念して、松任市民会館にて開催した「第10回記念体験談大会」（以下「大会」という。）に、市長等が来賓として、招聘（しょうへい）を受け、出席した。

(2) 大会の状況等

ア 大会の参加者数は、約1,200人であった。

イ 舞台には、「3・5 記念体験談大会 あなたの、あしたを、あたらしく-----
人生は素晴らしい」と記されたタイトル看板が掲出されており、その他の装飾
は施されていなかった。

ウ 大会の内容は、2部構成となっており、1部は歌謡ショーなどの歌と踊り、
2部は、病魔を克服した体験を紹介するなど、3人による体験発表があり、そ
れらが終了した後、来賓の市長、壮年部副会長と挨拶が続き、大会は終了した。

エ 大会における市長の挨拶内容は、一般的な社会事例の範囲を超えるものでは
なかった。

オ 大会そのものに対する公金の支出はなかった。

(3) その他

上記、第3-1-(3)のことがらについては、監査した結果、そういう事実
は、認められなかった。

2 判 断

憲法は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならな
い。」(20条第3項)と定めている。最高裁判所は、昭和52年7月13日、同63
年6月1日及び平成9年4月2日大法廷判決で上記にいう宗教的活動とは、「およそ国
及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、
当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は
圧迫、干渉等になる行為をいうものと解すべきである」と判示している。

上記のことを踏まえて、今回の事柄を検証してみる。

(1) 大会を主催した壮年部は、昭和41年3月5日に、地域、社会の一翼を担うた
めに結成された石川県創価学会壮年部が出身母体であり、その結成を記念して創
設された「3・5 壮年部の日」にちなみ、その記念行事として当該大会を実施し
ており、今大会で10回目を数えたものである。

(2) 壮年部から、大会に出席招聘(しょうへい)を受けていた市長等は、社会儀礼
を行うため、出席した。

(3) 同大会における市長の挨拶も、上記、第5-1-(2)-エのとおり、一般的
な社会事例の範囲を超えるものでなく、特定の宗教を助長、援助、促進するもの
ではなかった。

(4) 大会の内容は、上記、第5-1-(2)のとおり、一般的によく見られる市民の福祉・生活文化の向上に寄与するものであった。

3 結 論

以上のことから、本件措置請求は理由がないものと判断する。